

令和6年第3回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和6年9月4日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第 4 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	3
報告第 5 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	5
報告第 6 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	7
報告第 7 号	令和 5 年度四万十町一般会計継続費精算報告について	9
報告第 8 号	健全化判断比率の報告について	11
報告第 9 号	資金不足比率の報告について	12
同意第 2 5 号	農業委員会委員の任命について	13
議案第 6 0 号	四万十町税条例の一部を改正する条例について	14
議案第 6 1 号	四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	15
議案第 6 2 号	高知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	16
議案第 6 3 号	令和 6 年度四万十町一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 6 4 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 6 5 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 6 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 7 号	令和 6 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 8 号	令和 6 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 9 号	令和 6 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 0 号	令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 1 号	令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 2 号	令和 6 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 3 号	令和 6 年度四万十町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 4 号	令和 5 年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	17
認定第 1 号	令和 5 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	18

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第 5 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 相 手 方 | 香川県高松市 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] |
| 2 | 事故の概要 | 令和 6 年 3 月 2 5 日午後 1 時 1 5 分頃、教育委員会が管理する 29 人乗りマイクロバスが高知市中秦泉寺四国横断自動車道下り 1 1 8 . 3 キロポスト付近を走行中に落下物により急停車した先行車に追突し、当該車両を損傷させたもの。 |
| 3 | 損害賠償額 | 3 2 6 , 3 2 6 円 |

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第6号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年6月26日

四万十町長 中尾 博憲

- 1 相手方 高知市 

- 2 事故の概要 令和6年3月25日午後1時15分頃、教育委員会が管理する29人乗りマイクロバスが高知市中秦泉寺四国横断自動車道下り118.3キロポスト付近を走行中に落下物により急停車した先行車に追突し、当該運転手を負傷させたもの。
- 3 損害賠償額 34,174円

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第7号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月28日

四万十町長 中尾 博憲

- | | |
|---------|---|
| 1 相手方 | 四万十町 
 |
| 2 事故の概要 | 令和6年6月6日午前7時15分頃、町道広瀬線で落石が発生し、走行中の自動車が損傷したもの。 |
| 3 損害賠償額 | 94,754円 |

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第8号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年7月8日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | | |
|---|-------|---|--|
| 1 | 相 手 方 | 四万十町 | |
| | | | |
| 2 | 事故の概要 | 令和6年5月6日、四万十町大正北ノ川237番地1の北ノ川第2団地敷地内で山の法面が一部崩壊し、落石等により駐車中の自動車が損傷したものの。 | |
| 3 | 損害賠償額 | 344,608円 | |

報告第 7 号

令和 5 年度四万十町一般会計継続費精算報告について

令和 5 年度四万十町一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

令和5年度 四万十町一般会計継続経費精算報告書

		全 体 計 画				実 績				比 較				単位:円				
款	項	事業名	年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			一般財源		
					国県支出金	特定財源			国県支出金	特定財源			一般財源					
						地方債	その他			地方債	その他							
2	1	総務管理費	3	112,340,000		104,900,000	5,500,000	1,940,000		25,234,000		23,900,000	1,300,000	34,000		81,000,000	4,200,000	1,906,000
			4	17,177,000		16,600,000	500,000	77,000		59,953,900		56,100,000		3,853,900		△ 39,500,000	500,000	△ 3,776,900
			5	14,456,000			8,000,000	6,456,000		49,585,891		32,800,000	7,900,000	8,885,891		△ 32,800,000	100,000	△ 2,429,891
			計	143,973,000		121,500,000	14,000,000	8,473,000		134,773,791		112,800,000	9,200,000	12,773,791		8,700,000	4,800,000	△ 4,300,791

令和6年9月4日 提出

四万十町長 中 尾 博 憲

報告第8号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年9月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

令和5年度決算に基づく健全化判断比率

単位：％

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.57)	— (18.57)	6.6 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示している。
- 2 括弧内は、四万十町における早期健全化基準を表示している。

報告第9号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年9月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

令和5年度決算に基づく資金不足比率

単位：％

特 別 会 計 名	資金不足比率	備 考
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考

資金不足比率がない場合は「—」と表示している。

同意第 25 号

四万十町農業委員会委員の任命について

下記の者を四万十町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町西ノ川

氏 名 西川 香代美

生年月日

議案第 60 号

四万十町税条例の一部を改正する条例について

四万十町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町税条例の一部を改正する条例

四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

（9） 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために

支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第34条の7第1項第9号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第 6 1 号

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険条例（平成18年四万十町条例第87号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第260号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 2 号

高知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、高知県後期高齢者医療広域連合規約を下記のとおり変更する協議を行うことについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

議案第 7 4 号

令和 5 年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金を下記のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

令和 5 年度四万十町水道事業剰余金処分計算書

単位：円

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1, 962, 704, 034	24, 639, 579	254, 259, 996
議会の議決による処分額	0	0	△ 10, 000, 000
建設改良積立金	0	0	△ 10, 000, 000
処分後残高	1, 962, 704, 034	24, 639, 579	244, 259, 996

認定第 1 号

令和 5 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 5 年度四万十町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに令和 5 年度四万十町水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

令和 5 年度四万十町一般会計歳入歳出決算

令和 5 年度四万十町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 5 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計歳入歳出決算

令和 5 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計歳入歳出決算

令和 5 年度四万十町大道へき地診療所特別会計歳入歳出決算

令和 5 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

令和 5 年度四万十町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 5 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計歳入歳出決算

令和 5 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計歳入歳出決算

令和 5 年度四万十町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

令和 5 年度四万十町下水道事業特別会計歳入歳出決算

令和 5 年度四万十町水道事業会計決算

